

第II部 ラテンアメリカ論 第3章 ラテンアメリカの政治・社会 7. 現代ブラジルの権威主義体制とイデオロギー

著者	山田 陸男
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	地域研究シリーズ
シリーズ番号	13
雑誌名	ラテンアメリカ
ページ	228-249
発行年	1993
出版者	アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00015482

7

現代ブラジルの権威主義体制とイデオロギー

やま だ むつ お
山 田 睦 男

- | | |
|---------------------|---------------------|
| I 序言 | 出典 『アジア経済』第17巻第1・2号 |
| II 権威主義体制の理論 | 1976年2月 |
| III ブラジルの現体制に関する諸問題 | |
| IV 国家安全保障ドクトリン【略】 | |
| V 結語【一部略】 | |

I 序言

わが国のラテン・アメリカ政治研究は、一般に経済情勢と関連諸制度に主力をおく投資環境調査を一方の極として、他極に、社会主義革命待望の立場に立つ、いわゆる革命情勢分析に分裂している。その中間を占めるべき、歴史的文脈や社会変動論などを踏まえた総合的な見方、やや距離を置くがゆえに広い視野をもつ研究が欠如している。ブラジルについても、このような傾向が強い。一方の有力な傾向は、ブラジルの政治の安定性と政府の外資歓迎政策を強調し、全体的に政治分析を軽視する。他方の傾向は、現政権をファシスト軍事政権と決めつけるのみで、それ以上の具体的分析を示さない。

このような二つの立場の間の断絶を反映して、現実存在する政治体制

を民主主義と独裁ないし全体主義（立場によりファシズムないし共産主義）の二つに還元しようとする傾向が生じている。ブラジルについていえば、1964年の軍事クーデターを境とする変化を、共産革命の前夜から実質的な民主主義への変化とみるか、革新的民主主義から軍事ファシズムへの変化とみるかの正反対の見方があり、両者の間に妥協はない。

日本以外の地域のラテン・アメリカ政治研究（さらに広くは比較政治学）に目を転じると、実証的な研究成果の蓄積のほかに、権威主義体制の理論の発展と普及が注目される⁽¹⁾。現代ブラジルの政治に関しても、この理論を武器とする多くの研究者がさまざまな成果をあげつつある⁽²⁾。政治論争、あるいは素朴な二元論的学術論争は、あまり見られない。

本論は、この理論のブラジルの現実への適用の可能性、この理論を前提としたブラジルの現体制の特質と課題の変容の展望などを明らかにすることを旨としている。

II 権威主義体制の理論

まず、この理論を最初に提起し、比較政治学に強い影響を与えたスペイン人リンス (Juan J. Linz) の理論の骨子を簡単に紹介する。なお、彼は最近ブラジルの事例研究をも行なっている。ついで、米国人シュミッター (Philippe C. Schmitter) とブラジル人ラムニエル (Bolívar Lamounier) がブラジル研究を通じリンス理論に加えた修正と批判を検討しよう。

1. リンスの一般理論

理念型的な定義によれば、「権威主義諸体制は、制限され、非反動的な政治的多元性 [“limited not responsible, political pluralism”] をもち、(独特のメンタリティをもつが) 精密で指針的なイデオロギーをもたず、(体制発展のあ

る時点を除き)集中的かつ広範な政治動員を行わず、その内部において、1人の指導者(または、しばしば一つの小集団)が、公的には未確定だが、実際にはかなり予測できる限度内で権力を行使する政治体制である」⁽¹⁾。その正統性原理は、カリスマ的、合法的、伝統的の3種の権威のさまざまな度合の混合となることが多い、とされる。

権威主義体制は、伝統的支配と混同されてはならない。「権威主義諸体制は——われわれが反動的と呼びかねないものにしても——それらが伝統との断絶を示し、効率、合理性、個人的業績、民衆主義的アピールという基準を導入する、という意味では、近代化的である。……権威主義的支配は、伝統的権威の崩壊過程、またはその崩壊後の過渡的なものであるかもしれないが、その復興を旨とする道ではないであろう」⁽²⁾。

リンスの理論は、主要な政治体制を民主主義、権威主義、全体主義とする三元論である。民主主義については、「もし、政府が力により住民の相当部分を排除することなく、さまざまな集団に政治権力を旨とする平和的競争のための(単にそれに参加させるだけでなく)憲法に基づいた定期的な機会を与えるならば、その政府を民主的である、と考える。……シュンペーターが強調しているように、得票競争の要素は、市民的自由の総体を必要とする。なぜなら、それなしには、真の自由競争が存在しえないからであり、これが古典的自由主義と民主主義との結節点なのである」⁽³⁾。

全体主義は、「イデオロギー的、単一政党的共産主義モデル」と「民族主義的、擬似保守主義的、単一政党的ファシスト・モデル」の2種類からなる。定義として、リンスは、フリードリッヒ(C.J. Friedrich)の説を引用し、受け入れている。すなわち、「しばしば至福千年主義的要素をもつ一つの公的イデオロギー、疑問の余地なくそのイデオロギーに献身する単一大衆政党、ほぼ完全なマス・メディアの統制、軍隊の完全な政治統制、明確な敵以外にも向けられているテロリストティックな警察統制」。ただし、リンスは、近年の現状にてらし、テロと警察の役割をさほど重視せず、経済の集権的支配統制を追加している⁽⁴⁾。

これらの主要3大政治体制は、理念型としては相互に独立しているが、現実には、相互に影響、浸透、転換、収斂しうる三角の連続スペクトルの3頂点にすぎない。したがって、権威主義の内部にも、民主主義と全体主義の諸要素が、共生、模倣、変質によって、含まれうる⁽⁵⁾。このため、多様な権威主義の亜種(sub types)が存在可能であり、「一方には、レイモン・アロン(Raymon Aron)が『被統治者のある種の非政治化を要求する』『政党なき諸体制』と呼ぶものがあり、他方には、全体主義モデルほどの浸透性や強度には達しないが『民衆主義的』(populistic)と呼べる諸体制がある」⁽⁶⁾。

このような各種多様な権威主義体制の亜種を生み出す要因として、リンスは、1) 社会的、政治的發展、2) 体制成立時の国際的なイデオロギー環境、3) 体制形成者に利用可能な正統性原理と政党制度に影響を与える対外関係、依存性などをあげている。

2. ブラジル研究者の加えた修正と批判

リンスの一般理論は、シュミッターやラムニエルらによるブラジル政治研究の過程で修正と批判を加えられ、具体性と有効性を増したかのように思われる。

シュミッターは、権威主義体制の理念的定義として、次の諸基準を提案した。

- (1) エリート構成の異質性 (elite heterogeneity)
- (2) 国家機構の相対的自律性 (relative autonomy of the state apparatus)
- (3) 闘争的な支配イデオロギーの欠如、および数種の正統性原理の共存
(the absence of a militant ruling ideology and the coexistence of several principles of legitimacy)
- (4) 民衆の広範かつ集中的な政治動員の欠如 (lack of extensive and intensive political mobilization of the people)
- (5) 単一政党制 (a single-party system)

(6) 制限された多元性 (limited pluralism) ⁽⁷⁾

シュミッターがリンスの定義に追加した新基準は、(1)、(2)、と(5)である。リンスは、「制限された政治的多元性」という基準を(おそらく最も重要なものとして)冒頭にあげているが、シュミッターは、同じ基準を(6)として、最後に回している。

シュミッターが重要視しているのは、(1)「エリート構成の異質性」である。権威主義は、近代化に対する特殊な政治的対応として考えられている。この指摘は、エリート諸集団間の利害対立を革命による伝統集団の破壊や排除や代替によって、解決するのではなく、妥協、後発集団の編入 (cooptação) によって回避してきたブラジルを含むラテン・アメリカの状況に合致した理論の形成に貢献するものと思われる。

(1)の特質のゆえに、利害、意見の多様性が許容され、ひいては、(3)の「闘争的な支配イデオロギーの欠如および数種の正統性原理の共存」が成立しやすい。

(2)の「国家機構の相対的自律性」とは、権威集団、エリート層が、全体主義の場合と異なり、単一政党に支配されないことをさす。「エリート構成の異質性」のゆえに、絶対的な権力をもつエリート集団が出現せず、行政エリートやテクノクラートが相対的な独立性と自律性(行動の自由)をもつ、と解釈できる。

問題なのは、(5)の「単一政党制」という基準である。権威主義の諸亜種には、無政党制や複数政党制を伴うものがある。いうまでもなく、権威主義の単一政党は、「エリート構成の異質性」のゆえに、その構成も異質的で多様である。それは、全体主義の場合と異なり、権力集団への人材とイデオロギーと政策の供給機能において、独占的で排他的にはならない。

他方、ラムニエルは、リンス理論の有効性を基本的に承認しながら、「精密で指針的なイデオロギー」の欠如という特質の指摘に疑問を表明している。ラムニエルによれば、権威主義体制は、資本主義体制周辺の後発工業化社会の支配体制であり、資本主義的發展と権力集団の経済ステータスを正当化する

る支配イデオロギーをもつ。このイデオロギーには、階級的対立を陰蔽し、回避するために、国家主義的要素（ナショナリズムの利用）と組合国家主義的志向が含まれる⁽⁸⁾。ただし、ラムニエルの考える権威主義のイデオロギーは、必ずしも大衆を対象としておらず、「闘争的な」という表現をそのような意味に解釈するならば、シュミッターのイデオロギーに関する指摘は、有効となる。

ラムニエルは、リンスとシュミッターがともに指摘する「民衆の集中的かつ広範な政治動員」の欠如という特質を承認し、その理由として、「権威主義的動員のパラドックス」(o paradoxo da mobilização autoritária) と呼ぶ独創的な説明を加えている。権威主義にも存在すると彼が主張するイデオロギーが民衆を対象としない理由もここから説明される。

大衆を活動化（動員）することは、情報の量と強度に比例し、その結果は、権力による上方からの統制能力に反比例する。多量の情報を発信するために、権力はシンボルを創出しなければならない。ところが大衆のシンボル操作能力は、社会的地位に比例して低下するので、権力は情報を単純化する。このため、受信者が主観的解釈や余計な情報を追加し、反体制集団に利用されかねない状況が生じやすい。だから、権力は、情報伝達の不確実性を低下させるため、「効果的な代弁者」(interlocutores válidos)ないし「中間結節」(nódulos intermediários)を組織化せざるをえない。要するに、大衆の活動化は、垂直的構造の強化という物質的政治的コストの上昇をもたらすので、権力は自由化、市民社会の主観形成、情報の流れの増大を抑制する傾向をもつのである⁽⁹⁾。

権威主義体制成立の条件について、リンスは、一般的に伝統的権威の崩壊の過程またはその後の現象と述べるのみで、具体的な指摘を十分に行っていない。これに対して、シュミッターもラムニエルも、従属後発的な資本主義的発展との関連性を指摘している。ただし、これは、いわゆる「植民地的ファシズム論」とは、やや内容を異にする。

シュミッターの最初の主著によれば、「権威主義独特の近代化への対応があ

る——すなわち、首尾一貫し、相互依存的で、かつ相互に安定した政治諸構造のセットと、権力、富およびステータスの観点から、既存エリートにとって、最小のコストで、経済と社会の構造変容を彼らが管理、指導、操作することを可能にするような行動がある。これらの〔権威主義的〕諸体制は、変動を抑止することに努める、というよりは——事実、それらの諸体制は変動を促進する——変動から生じる帰結を上から統制することに努めるのである。彼らは、変容することにより、変容を回避するのである^{〔10〕}。

シュミッターは、その後の研究を通じ、「〔後発従属的〕発展のいくつかの構造的、行動的属性と長期にわたる権威主義的支配の間に一種の親和関係がありうる、という結論に到達した^{〔11〕}。そして、「タールハイマー(Thalheimer)にならって、私は、権威主義的支配を、資本主義のさしせまった終末の一兆候というよりは、資本主義の『創設』および確立の過程の一部として解釈したい^{〔12〕}と述べている。

ラムニエルは、前述のように、この体制を「資本主義体制周辺の後発工業化社会」の政治現象として理解している。そのような体制の特質は、彼の独創的な指摘によれば、「十分な規模の伝統的多元性をもち、かつ階級によると、人種によるとを問わず、発達した組織生活をもたないマージナル・セクター(スラムの住民など)をもつ社会構造における権力の垂直的構造^{〔13〕}にある、とされる。

このような社会の政治体制は多元性のゆえに、全体主義になりえず、マージナル・セクターの存在のゆえに、そして、権威主義的な小社会である企業体制を通じ、社会統合機能を発揮しうる資本主義体制の未発達のゆえに、民衆の側の十分な情報受信能力と企業外の市民生活における自由な意見表明を前提とする民主主義にもなりえない、と筆者は、敷衍して解釈したい。

最後に権威主義体制研究の際の価値判断についていえば、リンスが自由民主主義者としての個人の信条とは別に、研究室の壁に先師の像写真を飾るウェーベリアンとして、学問的禁欲を行ない、価値中立的な研究態度を守っているのに比べ、シュミッターとラムニエルの両者が権威主義体制に対して

の批判を研究でも表明していることが注目される。

たとえば、ラムニエルは、リンスの態度を(フランコ体制下のスペインの)「知的植民地状況」と「模倣的文化」の中で生まれた「理論」と「実践」の分離、権威主義的支配の下で形成された「私生活主義」(privatismo)、また、「反政治主義的シニシズム」と痛烈に批判しているのである⁽¹⁴⁾。

この対比は、リンスがスペインで生まれ、青年期までの知的訓練をそこで受けながら、1950年代に米国に留学し、以後スペイン国籍を保持したまま、アメリカの大学にとどまっていることや、シュミッターとラムニエルが1960年代後半以後に米国の大学に学び、「コミットメント」の空気を吸ったこと、とくに、ラムニエルがブラジルで政治的制約を感じながら研究を続けていることなどからも説明されるかもしれない。

いずれにしても、一定の同意事項を共有しながら、権威主義体制の各種の理論が提起されている現状から、この理論が、総体として、創造的発展の過程にあり、比較政治学一般と、特殊には、現代ブラジルの政治研究にとって、有効な武器となることを筆者は確信している。

III ブラジルの現体制に関する諸問題

権威主義体制の理論のブラジルへの適用から、次のような問題が生まれる。

- (1) 1964年の軍事クーデターを境界とする現体制と過去の体制との関係。
- (2) 現権威主義体制の制度化水準。
- (3) 現体制の変容を規定する諸要因。
- (4) 現体制の支配イデオロギーの特質と機能。
- (5) 現体制の将来の展望。

本節は、これらのうち、(1)から(3)までについて、筆者の見解を提示する。

(4)の問題は、次節のテーマとし、(5)の問題は、結論のなかで論じよう。なお、ブラジルの現代政治史については、紙面の制約のため、十分な説明を行なえ

ないので、関連文献⁽¹⁾を適宜参照されたい。

1. 1964年以前との関係

権威主義体制の理論を適用して、次のように判断したい。

- (1) 1930年（または1937年）以後今日に至るまでの政治体制は、基本的に、権威主義体制であった。
- (2) 1945年から1964年までの政治体制は、通俗的にいわれている民主主義ではなく、本質的に、権威主義体制のポプリズモ型亜種であった。ヴァルガス体制（1937～45年のいわゆる「新国家」Estado Novo）が、第2次世界大戦後の民主化傾向の中で、輸出経済部門に依拠する伝統的エリートや中間層の知識人の支持する議会制民主主義の形式要件に適應して成立したポプリズモである。民主的諸制度の存在にもかかわらず、その本質は、伝統的支配エリートによる大衆操作にあり、形式と本質の間の矛盾からグラール政権期（1961～64年）の混乱が生じた。
- (3) 1964年後に、ブラジル史上かつてなく「純粋な」権威主義体制が成立した。1945～60年間に潜在し、グラール政権期に顕在化した権威主義体制にとっての異質要素であるポプリズモ的諸要素が排除されたからである。
- (4) したがって、現体制とヴァルガス体制との対比が問題になるが、少なくともエリート層を対象とする体系的な支配イデオロギーの有無を基準にすれば、現体制は、ヴァルガス体制に比べ、はるかに理念型に近い権威主義体制である（IV節を参照）。
- (5) しかし、現体制の権威主義体制としての制度化の過程は、完了しておらず、進行中である（次項を参照）。

序言で指摘したように、わが国では、1964年の軍事クーデターを境とするブラジルの新旧政治体制の関係が、共産革命前夜から実質的民主主義、または、革新的民主主義から軍事ファシズムへの変化として、単純に二元論的に

解釈される傾向が強い。このような解釈が生まれる理由として、1964年の軍事クーデターの性格とそれによって成立したカステロ・ブランコ政権（1964～67年）の政策とイデオロギーの影響が考えられる。

実際、1964年の軍事クーデターは、復古的な動機をもって行なわれた。ブラジル史における軍の役割に関して、ハンティントン (Samuel P. Huntington) の仮説が参考になる。彼によれば、軍の役割と政治発展の関係は、次のように変化する傾向がある。

- (1) 「オリガーキーの世界」における「急進的」な軍。
- (2) 「中間層の世界」における「参加者、調停者」としての軍。
- (3) 「大衆社会の初期」における「既存体制の保守的擁護者」としての軍⁽²⁾。

この3段階をブラジル史に適用すると、かなり妥当する。すなわち、

- (1)' 帝制期 (1822～89年) の後半ペドロ 2 世期 (1840～89年) の共和主義者、奴隷制廃止論者としての軍。
- (2)' 帝制崩壊後の旧共和制 (1889～1930年) とヴァルガス期 (1930～45年) の調停権 (poder moderador) 保有者としての軍。
- (3)' 第 2 次大戦後の保守主義者としての軍 (とくに、1954年の反ヴァルガスのクーデターと1964年の反グラールのクーデター)。

(3)と(3)'の段階において、軍が保守的な体制擁護者として政治介入する理由は、政治参加の拡大が制度化の進行を上回る速度で行なわれたため、最も組織された中間層集団である軍部が、労働者大衆の権力参加の進行に脅威を感じる中間層を代表して、その抑制に乗り出すことにある、と思われる。したがって、このような軍部のクーデターは、「反動的」と呼ばれやすいが、実際には、復古的な動機にもかかわらず、近代化促進的にならざるをえないであろう。

単純な解釈を生んだあと一つの要因となったカステロ・ブランコ政権の政策は、グラール期の左翼ナショナリズムの拠点団体 (ブラジル研究高等研究所 ISEB と全国学生連盟 UNE) の解散、内外の民間資本の優遇、親米反共の立場を

強調した冷戦的外交を特質とした。しかし、その後の軍事政権の政策は、脱イデオロギーの傾向を強めてきている。

確かに、現体制は、グラール政権との関係において非連続的であり、したがって、後者の正統性を認めれば、前者は、非正統的になる。しかし、前述のように、1930年代以降の権威主義体制の発展過程という視点に立てば、グラール政権を非正統的と見なし、現体制を本質において正統的と判断することも可能であろう。現体制は、ヴァルガス体制(ないし、グラール政権を除く1960年までの諸政権)とは、体制原理において基本的に連続性を有する。そして、ブラジルの政治文化の一要素であるローマ法的思考によれば、正統性は、連続性の観念と密接に関連しているのである。

2. 制度化の水準

1964年以後の現体制が、権威主義体制として、どの程度制度化されているかを、II節で紹介した理念型と制度化の概念(権力の正統性基準、政治文化=権力追求の規則などの形成)にてらして、判断しよう。

初めに、現体制の制度化の証左を列举してみる。

- (1) 高等軍事学校 (ESG=Escola Superior de Guerra) が軍の政権獲得に先行して、体系的な国家安全保障ドクトリン (Doutrina de Segurança Nacional) を形成しており、このドクトリンが現体制の成立と存続の正統性を主張する支配イデオロギーとして機能している (IV節【略】参照)。
- (2) 1964年以来、今日まで4人の軍人大統領が一定の任期を完了し (コスタ・エ・シルヴァ Costa e Silva 大統領のみ、脳出血のため離任)、平和的に、一定の手続にもとづき政権交代を行なった。
- (3) 現体制のもとで、全国の政策決定能力の大幅な中央集権化が実現した。連邦と州の官庁機構の合理化と連絡の強化、国家情報局 (SNI=Serviço Nacional de Informação) の設立、他の政府情報機関の拡充などが行なわれた。

なお、SNIは、国家安全保障ドクトリンの代表的イデオログであるゴルベリイ (Golbery do Couto e Silva) 将軍が1964年6月に大統領直属の対内的対外的情報機関として創設し、初代局長となった。1967年の国家保安法により、SNIの規模は、大幅に拡大され、1968年からは、各省に代表を派遣し、各省の政策が安全保障を考慮しているかを監督するに至った。

他方、現政治体制の制度化が未完成のままにとどまっていることの証左も少なくない。

- (1) 国家安全保障ドクトリンの弱さ (IV節【略】参照)。
- (2) 大統領に非常大権を付与する軍政令 (Ato Institucional) の多用。
- (3) 1967年に公布された新憲法の不完全な実施。
- (4) 大統領改選期などに軍部内の主なイデオロギー集団間の抗争が生じる傾向。
- (5) 選挙制度の再三の修正。

結論として、現体制は、相当に高水準の制度化を達成してはいるが、なお制度化の課題を完全には解決していない、と判断される。

3. 体制変容の諸要因(A)——正統性とエリート構成——

現体制の針路に影響を与える要因として、本項でとりあげる正統性とエリート構成などの政治分野の要因と、次項でとりあげる経済情勢と国際環境などの政治に対する外生的要因が考えられる。

(1) 正統性

正統性の欠如ないし不足は、軍事クーデターによって成立した政権固有のものであるが、ブラジルにおける軍の使命に関する伝統的な考え方と政治文化からすれば、クーデターによる介入そのものよりも、軍部が長期にわたって政権を維持することに問題がある、といえよう。19世紀の帝制の打倒と共和制の樹立 (1889年) が強力な全国組織である軍によって行なわれたために、

皇帝の所有していた調停権 (poder moderador) は、軍に継承された。1891年憲法第14条、1934年憲法第162条、1946年憲法第176～178条によって、民間政治諸集団間の調停者 (moderador) としての軍の役割が暗黙に認められていた。軍の使命は、対外防衛のほか、法と秩序の維持と、「法律の枠内での」大統領に対する忠誠とされていたが、大統領が憲法に違反したり、法と秩序の維持能力を欠く(と軍が判断した)場合、軍が政府を倒すことが是認されていた。

ただし、軍のクーデターによる調停権が是認されていたとしても、軍がクーデターを成功させるためには、民間人の支持を得なければならなかった。1930、45、54、64年などの成功した軍のクーデターは、いずれも、事前に、政治家や新聞論説などが大統領の権限の抑制や解任を軍部に呼びかけた後に実行されたのである。さらに、それらの場合でも、民間人が通例、軍部の一時的な介入と調停を望んだのであり、長期の直接的な政権担当を望んだことはなかったことに留意しなければならない。

現政治体制は、この意味で、正統性の不足を意識して、(a)安全保障ドクトリンによる正統性の主張、(b)軍事的色彩の払拭(大統領およびその他の軍人閣僚、高官らの軍服着用と軍階級称号使用の禁止、民間人の閣僚、高官への登用)、(c)主に経済分野での業績達成(「ブラジルの奇蹟」)による事後的正統性の確立、(d)ナショナリズムのシンボル操作による政府と国民の同一性の強調などによって、正統性を確立し、強化することに努めてきた。

通例、権威主義体制は、リンスの指摘するように、複数の正統性原理を利用する、と考えられるが、それは、実際的な柔軟性をもつという長所をもつ反面、イデオロギー面での首尾一貫性に欠ける弱さが見られる。たとえば、上に述べた(a)の安全保障ドクトリンによる正統性の主張は、軍部の統治権の主張につながるが、(b)の軍事的色彩の払拭は、自由民主主義的価値観への妥協であり、(a)の積極的主張を多少相殺する可能性がある。

また、(c)の業績による正統化は、客観的、合理的証左を必要とし、テクノクラートの思考につながるが、(d)のシンボル操作は、情緒的、非合理的な心

理効果の強調につながり、合理性の要請と矛盾する可能性がある。たとえば、アマゾン横断道路、地域開発、社会保障など各種の計画が「衝撃計画」(projetos de impacto) と呼ばれ、合理性よりも政治的効果を重視して、やや性急に作成、発表され、実施されたことが指摘される。メジシ政権によるアマゾン横断道路地帯への集団入植計画(Agrovila)は、地域市場や社会的インフラストラクチャーの不足から予定した入植者を吸引することさえできず完全な失敗を喫した。また、メジシ政権は、1970年のブラジル・サッカー・チームのワールド・カップ3連勝を、ナショナリズム高揚のため、最大限に利用したが、1971年以後ブラジルのサッカー・チームは国際舞台で期待されたほど、はなばなしい活躍を示すことができないでいる。元来政府がコントロールしえない現象の利用は、偶然によるマイナス効果をももたらしうるのである。

(2) 政治エリートの構成

政治エリートの構成における利害とイデオロギーにおける異質性は、通例、権威主義体制の特質の一つと考えられる。伝統的にブラジルの発展は、特定の階層の利益を徹底的に損うことを避ける「ノン・ゼロ・サム・ゲーム」方式で行なわれ、競争的であり得た各種のエリート集団は、妥協し、共存してきた。政治制度においても、革命によるエリートの交替ではなく、重層的な編入方式(cooptação)によって、伝統的エリートの自己強化が行なわれてきた。現政治体制の下でも、一枚岩的にかつ絶対的な優位をもつ政治集団は存在しない。軍部と経済テクノクラート・グループが支配的政治エリート集団であることは、事実であるが、そのいずれのグループも内部に異質性をもっており、決して一枚岩的な団結を誇っているわけではない。軍部内の社会的出自、イデオロギー、地位などによる分裂については、ステパンの研究⁽³⁾が知られている。軍部の相対的な優位さえも、複数のエリート集団間の対立を調停するために成立している、と考えることもできるのである。

政治エリートの異質的構成は、それ自体直ちに政治的分裂につながるとはいえないが、長期的には、そのような可能性を内包している。とりわけ各種

の組織利益の代表経路が長期にわたり閉鎖した状態におかれると、それら諸集団からの政策需要が直接軍とテクノクラートに対して加えられるため、潜在的な利害とイデオロギーによる異質性がしだいに顕在化し、党派の形成が不可避になる可能性が大きい。

4. 体制変容の諸要因(B)——経済情勢と国際環境

(1) 経済情勢

一般に、権威主義体制は、非合法的手段によって政権を獲得した後に形成され、経済面などの業績によって事後的に正統化を図ることが多い。このため、経済テクノクラートの役割が大きくなる傾向がある、と考えられる。ブラジルの現体制も1968年から1973年までの高度成長とインフレの漸次的鎮静を「ブラジルの奇蹟」として宣伝し、自己正統性付与に利用してきた。しかし、1974年に入り経済成長率の低下とインフレの昂進が生じると、現体制は、自ら利用してきた方式に逆にしばられ、正統性の危機に直面する可能性が出てきた。

一般に高度成長の持続は、パイを増大させ、「ノン・ゼロ・サム・ゲーム」を成立させ諸集団の利益対立を緩和させる傾向がある。しかし、反面社会心理の次元では、消費的物質主義的態度、欲望の解放、「パーミッシヴ」な風潮を助長し、成長から取り残された少数グループの疎外感を強めることが観察されている。したがって、高度成長の中期までは、むしろ政治的困難は少ないが、その後期、終息期には、大規模な社会的、政治的緊張が生じうる。

今日のブラジルにもこの事態が生じているように思われる。1974年11月15日の連邦および州議会議員選挙では、政府を批判した野党MDBが圧倒的な勝利をおさめ、その直後政府は、41%にのぼる賃金調整の実施を公約したのである。

ただし、ブラジルの経済面の業績不振は、先進工業国に比べれば、必ずしも劣っているわけではなく(第1表参照)、ブラジル政府は、石油危機や世界的

第1表 ブラジルと主要5大工業国の経済成長とインフレーション

年	ブラジル		主要5大工業国	
	インフレ率	実質成長率	インフレ率	実質成長率
1962~67	58.6%	3.7%	2.9%	5.5%
1968~73	19.4	10.1	5.4	5.1
1973	12.6	11.4	7.6	6.5
1974	27.7	9.5	13.3	-0.8
1975(予想)	25~30	6~7	12.1	0.2

(出所) *Conjuntura Econômica*, Maio de 1975.

不況という外因を強調して、この危機に対処し、成功を収めつつあることも事実である。それでも、外因の強調は、国際経済環境の影響を軽減するために、国内市場拡張が必要であるという主張を有力にし、従来の開放的経済発展方式に対する批判を強める結果をもたらした。

今後相対的な安定成長が維持され、インフレが慢性化しても、一定水準以下に抑制されるかぎり、社会心理も現実に適応し、鎮静しよう。しかし、長期的な経済停滞とインフレの激化が生じるならば、現体制は深刻な危機に直面し、大衆の動員水準を変更することを含め、政治体制方式の修正が必要となろう。

(2) 国際環境

対外依存関係は、大部分の発展途上国の特質であり、当然のことながら、政治体制にも影響を及ぼす。現代ブラジル経済は、市場、技術と資本の供給源である主要先進諸国、とりわけ米国に対して強い依存関係を有している。1960年代初頭に従来の輸入代替工業化の過程がほぼ完了したことが、当時の経済停滞の原因となったが、現体制下では、工業化の一層の進展のため、「輸出代替」として伝統的農産品コーヒーのモノカルチャー是正のため輸出農産物の多角化(砂糖、綿花、大豆、牛肉など)と工業製品の輸出促進が図られた。これは、ブラジルの高度成長の一因となったが、他面、先進諸国市場への依

第2表 ブラジルの国際収支

(単位：100万ドル)

	1972年	1973年	1974年	1975年(予想)
貿易収支	-244	182	-4,580	-2,000
サービス(純)	-1,250	-1,508	-2,300	-3,000
経常収支	-1,489	-1,290	-6,880	-5,000
資本移動(純)	3,492	3,680	5,600	4,000
総合収支	2,439	2,327	-1,290	-1,000
外貨保有	4,073	6,400	5,200	4,200
対外債務(純)	—	6,100	11,500	15,800

(出所) *Quarterly Economic Review (Brazil)* および *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 1975年4月15日。

存性を一層高めることにもなった。

また、ブラジルの国際収支は、大規模な貿易収支の赤字を大量の外資流入で補うという構造をもっている。国際収支のバランス維持という観点からも、工業化促進のための資本供給源としても、外資の流入は不可欠である。

さらに、国内の技術開発力が不十分なため、工業化の継続のためには、技術導入が不可欠であり、金属、機械工業などの重要部門では、外国会社の子会社を経由する直接投資とリンクした、包括的な技術 (packed technology, たとえば、工場の設計、建設から管理、販売までを含む) の導入がその主要な形態となっている。最後に、ブラジルが石油 (自給率約20%) などのエネルギー資源などを外国に依存していることも留意されなければならない。

政治体制と国際環境との関係を見るときには、ナショナリズムの役割をも考慮に入れなければならない。一般に外国からの圧力や脅威は、社会諸集団や諸階級の結合を強め、体制との一体感をつくり上げる。リンズの指摘するように、「外国からの圧力は、なにもものにもまして、権威主義体制への参加を維持しうる」⁽⁴⁾。

しかし、ブラジルの現政権には、ナショナリズムの力を利用するために、好んで外敵をつくり出す余裕がない。1975年10月に、国営石油公社ペトロブラスは、外資会社に対し、サービス・リスク契約を認めた。同社は、ヴァル

第3表 ブラジルに対する国別投資残高

(単位:100万ドル)

年	米 国	西ドイツ	カナダ	ス イ ス	イギリス	日 本	フランス
1969	815	177	167	104	109	55	34
1970	986	252	260	132	207	105	34
1971	1,096	331	294	191	273	124	129
1972	1,272	372	305	253	283	192	165
1973	1,759	521	360	358	324	319	205
1974	1,855	586	361	424	349	429	207

(出所) Banco Central do Brasil.

第4表 ブラジルの製造工業における多国籍企業の支配 (%)

部 門	流 動 資 産	売 上 げ	純 益
非 金 属 鉱 業	62	64	70
冶 金	35	38	48
輸 送 機 器	87	96	81
電 気 電 子	86	76	83
機 械	73	67	76
化 学 製 薬	94	94	91
ゴ ム	71	66	71
プ ラ ス チ ッ ク	81	77	63
織 維	49	52	51
タ バ コ	99	99	99

(出所) *Veja*, 21 de Maio de 1975.

第5表 ブラジルと日本の技術導入対価支払いの比較 (1969年)

	ブラジル	日 本
支払額(P)1,000ドル	90,785	167,000
国内総生産(PBI)100万ドル	30,862	88,300
P/PBI×100	0.29	0.19
工業生産(PI)100万ドル	6,885	25,537
P/PI×100	1.32	0.65

(出所) 海外技術協力事業団『ブラジル経済開発基礎調査報告書』1974年, 375ページ。

第6表 科学技術開発に従事する研究者数の国際比較

	総 数	人口1万人当りの数
ブラジル	8,000	0.86(1970年)
米 国	537,273	27(1966年)
ソ 連	627,900	27(1968年)
イギリス,西ドイツ,フランス(総計)	167,354	(平均)10(1967年)
日 本	172,000	17(1969年)

(出所) 第5表の資料, 385ページ, 表IV-6。

ガス第2次政権が「石油はわれらがもの!」というスローガンの下に熱狂的に推進した民族主義的キャンペーンの結果, 1953年に創設され, 憲法で石油探査と精製の独占を保証され, 以来経済ナショナリズムのシンボルであった。今回の決定は, かなり強硬な反対をひきおこしたが, 政府が不人気な決定を余儀なくされたこと自体, 少なくとも経済面では, 現政権がナショナリズムを利用できないことを示している。

現在ブラジルは, 外国投資, 貿易, 技術導入のほか, 経済, 軍事援助などにおいて, 米国の支援を必要としているが, 他方, 米国のイデオロギー的な立場が, ブラジルの現体制の制度化を制約する結果になっている。たとえば, 米国議会は, ブラジルなどの軍事政権をしばしば批判するので, 現体制の指導者は, 少なくともリップ・サービスとして, 究極的な民政移管と議会民主主義の復興を公約せざるをえない。ただし, ブラジルが進めている対外経済関係の多角化の努力, 米国の反対にもかかわらず成立した西ドイツとの原子力エネルギー協定と国営兵器会社の設立(いずれも1975年)は, エネルギー政策や国際収支改善の努力の一環としても理解できるが, 対外依存性を低下させ, 現体制の変容の可能性を拡大しようとする努力としても解釈できる。ただし, ブラジルの国家目標が西側先進国の一員として, 大国となることにあるかぎり, 対外イメージを不利にしてまで極端に民主主義から離れる可能性は少ないであろう。

IV 国家安全保障ドクトリン (略)

V 結 語

権威主義体制の理論は、現代とりわけ今日のブラジルの政治を研究する有効な武器となりうる。II節で紹介した諸理論の有効性に関していえば、現体制が固有の支配イデオロギーをもっている、という意味で、ラムニエルの説が成立する。そしてそのイデオロギーは、シュミッターが権威主義体制に欠如していると主張する「闘争的な支配イデオロギー」でないとしても、リンスが同様に欠如を主張する「精密で指針的なイデオロギー」にはなっている。

現政治体制は、1930年(ないし1937年)から1960年までの期間の体制と連続性を有し、固有の支配イデオロギーのゆえに、一層理念型に接近している。このイデオロギーの強さは、全体主義のそれに及ばず、権威主義の制度化という課題を完全には解決していない。しかし、そこから、現体制が状況の変化に柔軟に対応しうる可能性も生じうる。また、このイデオロギーの弱さは、エリート構成の異質性という現体制本来の特質によって相殺されている。つまり、軍部の優位は、競合する諸エリート集団間の調停者として必要(悪?)視されている。他方、しだいに増大する政策需要の圧力と多様化の進行により、将来軍部が分裂する可能性もあろう。また、経済情勢と国際環境は、体制変容の可能性に強く影響する。

【中略】

いずれにしても、かなり安定していると思われるブラジルの現政治体制が実績による正統性確立のため日常具体的な諸問題を解決しつつ、それらの諸問題の背後に、体制の存続と制度化の完成というより基本的な課題を直視せざるをえないことは確かである。権威主義体制の理論を武器として、現代ブラジル、あるいは、他のラテン・アメリカ諸国を含む発展途上諸国の政

治研究が盛んに行なわれるようになることを希望して本稿を終えたい。

〔注〕 _____

I

- (1) Purcel, Susan Kaufman, "Authoritarianism," *Comparative Politics* (January 1973), pp. 301-312.
- (2) ステパン, シュナイダー, シュミッター, リンス, ラムニエルらの研究成果は、次章以下に適宜必要に応じて引用される。

II

- (1) Linz, Juan J., "An Authoritarian Regime: Spain," in *Cleavages, Ideology and Party Systems*, ed. by Erik Allardt and Yrjö Littunen, Helsinki, The Westermarck Society, 1964, p. 255.
- (2) *Ibid.*, pp. 269, 270.
- (3) *Ibid.*, p. 254.
- (4) *Ibid.*, pp. 254, 255.
- (5) Linz, Juan J., "The Future of an Authoritarian Situation or the Institutionalization of an Authoritarian Regime: The Case of Brazil," in *Authoritarian Brazil*, ed. by Alfred Stepan III, New Haven and London, Yale Univ. Press, 1973, p. 251.
- (6) Linz, "An Authoritarian Regime: Spain," pp. 259, 264.
- (7) Schmitter, Philippe C., *Interest Conflict and Political Change in Brazil*, Stanford, Stanford Univ. Press, 1971, pp. 376-386.
- (8) Lamounier, Bolívar, "Ideologia em Regimes Autoritários: uma Crítica a Juan J. Linz," *Estudos CEBRAP*, Núm. 7 (Janeiro-Março 1974), p. 76.
- (9) *Ibid.*, pp. 82-87.
- (10) Schmitter, *op. cit.*, p. 205.
- (11) Schmitter, Philippe C., "The 'Portugalization' of Brazil?" in *Authoritarian Brazil*, ed. by Stepan, p. 184.
- (12) *Ibid.*, p. 189.
- (13) Lamounier, *op. cit.*, p. 79.
- (14) *Ibid.*, pp. 88, 89.

III

- (1) たとえば、斉藤広志『バルガス以後——ブラジルの政治と社会(1930~1969)』ラテン・アメリカ協会、1970年；拙稿「ナショナリズム」(山田睦男編『現代ブ

ラジルの社会変動』アジア経済研究所，1975年）；拙稿「政治体制とエリート——権威主義体制の理論と検証」（山田編，同上書）など。

- (2) Huntington, Samuel P., *Political Order in Changing Societies*, New Haven, Yale Univ. Press, 1968, pp. 221, 232, 233.
- (3) Stepan III, Alfred, *The Military in Politics: Changing Patterns in Brazil*, Princeton, Princeton Univ. Press, 1971.
- (4) Linz, Juan J., "An Authoritarian Regime: Spain," in *Cleavages, Ideology and Party Systems*, ed. by Erik Allardt and Yrjö Littunen, Helsinki, The Westermarck Society, 1964, p. 261.

（山田睦男／執筆時：アジア経済研究所調査研究部，現：筑波大学歴史・人類学系助教授）